

●令和3年度 監査テーマ 債権管理に係る財務事務の執行について

○ 包括外部監査結果に対する措置について

第3 2. 債権管理に係る個別の監査の結果及び意見を踏まえた総括意見

(9)くらしの資金貸付金

②日常的な債権管理に関する事項

No.	項 目	監査結果(要旨)	担当部署	結果への対応(R7.4末現在)	区分
15	誓約書や回収計画書の事務手続について 〔報告書145ページ〕	○「くらしの資金滞納者に対する徴収について」という手順書には、分納等において債務者に徴求すべき誓約書や回収計画書の事務手続と管理方法の記載がない。 ○分納誓約時には、所管課が償還計画表を作成し債務者に示しているものの、債務者に償還計画表を渡していないため、債務者が返済月や金額を忘れるなどのトラブルがあったりしても、債務の承認に係る根拠資料とならない状況にある。 ○所管課は速やかに誓約書や回収計画書の事務手続についてマニュアルを整備するとともに、滞納債権の回収計画について債務者と情報共有する必要がある。	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	債務承認兼分割納付誓約書(以下、「誓約書」という。)及び償還計画書の様式は令和5年度中に作成済みであり、令和6年度の催告書送付後の分納相談時には誓約書の提出を求め、課内決裁後、誓約書に基づき作成した償還計画書と分割納付用の納付書を債務者へ送付することで債権回収計画の共有を図った。 また、上記事務手続については令和6年度中にマニュアルに明記し、整備した。 くらしの資金貸付制度は令和6年度末で廃止となったが、令和7年度以降も債権回収業務は残るため、引き続き債権回収に向けて取り組む。	措置・改善済
16	遅延損害金の未徴収について 〔報告書146ページ〕	○所管課の手書きやアクセスによるデータ管理では、債権管理条例第9条に規定する遅延損害金の計算が不可能であることから、徴収されておらず、条例違反の状態にある。 ○条例違反の状態は早期に解消すべきであり、他の私債権の状況を踏まえた上で、所管課において、遅延損害金を減免するための一定の要件を設定する、債権管理条例施行後の債権を重点的に回収し遅延損害金を加算して徴収するなど、実行可能性を勘案して対応を検討する必要がある。	福祉事務所 (健康福祉総合相談担当)	新たに貸付を行うにあたり、遅延損害金が発生する旨貸付相談時に配布する手引に明記するとともに、減免要件の設定及び減免申請書の様式を令和6年度中に整備した。 くらしの資金貸付制度は令和6年度末で廃止となったため、今後新たに貸付を行うことはない。	措置・改善済